

〔現行〕

## 札幌市立西小学校保護者と教職員の会-PTA-規約

### 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、札幌市立西小学校保護者と教職員の会と称し、事務所を西小学校におく。

### 第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会において児童の健全な育成をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達するため、次の活動をする。

- 1 家庭と学校の緊密な連絡によって児童教育の向上をはかる。
- 2 会員相互の親和と教養の向上をはかる。
- 3 児童の教育環境を整え、教育の充実をはかる。
- 4 その他、この会の目的達成に必要な活動をする。

### 第3章 会 員

第4条 この会の会員は、次の通りとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者
- 2 本校教職員
- 3 この会の趣旨に賛同するもので、地域に在住し特に教育に関心を持つ者  
(ただし、常任委員会の承認を受けなければならない)

### 第4章 会 計

第5条 この会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

第6条 この会の会費は、毎年総会において決定する。

第7条 この会の経理は、総会において決定された予算に基づいて行う。

第8条 この会の会費徴収事務は、会長から委託された会計が行う。

第9条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 第5章 役 員

第11条 この会の役員は、次の通りとする。

- 1 会 長・・・・・・1名
- 2 副会長・・・・・・4名（1名は教師）
- 3 会 計・・・・・・2名（1名は教師）
- 4 書 記・・・・・・4名（1名は教師）
- 5 本会には、顧問をおくことができる。

第12条 役員の任期は1年とする。(ただし再選は妨げない)

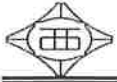
第13条 役員の選出は、次の通りとする。

- 1 役員は、選考委員会において選考し、総会で承認を受ける。
- 2 役員に欠員が生じたときは、常任委員会で補選する。
- 3 選考委員会については、別に細則を定める。

第14条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会 長―この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長―会長を補佐し会長不在のときは、その代行をする。
- 3 会 計―この会の金銭出納を記録し、監査を経て総会に報告する。
- 4 書 記―役員会、常任委員会の司会及び記録、諸帳簿の管理補完、その他庶務一般を行う。

第15条 役員は、会務の立案並びに運営にあたる。



## 第6章 会計監査

- 第16条 この会に会計監査2名をおく。
- 第17条 任期は1年とし、他の役員及び委員を兼ねることはできない。再選は妨げない。
- 第18条 会計監査の選出は、選考委員会において選考し、総会で承認を受ける。
- 第19条 会計監査は、必要に応じ、随時監査をおこない総会に報告する。

## 第7章 総 会

- 第20条 総会は、この会の最高決議機関である。
- 第21条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、出席者の過半数をもって決議する。
- 1 定期総会は、毎年4月に開き、前年度決算の審議、年度予算、新年度役員の選出、その他の重要事項の審議をする。
  - 2 臨時総会は、必要あるとき、会長がこれを招集する。

## 第8章 学級・学年委員会及び活動内容

- 第22条 この会の委員会の構成及び活動内容は、次の通りとする。
- 1 学級委員会
    - ・各学級から互選された学級委員2～3名（学級代表1名・専門委員1～2名）と学級担任をもって構成し、当該学級の向上発展に努める。
    - ・学級代表は、保護者の親睦・研修を企画し、推進にあたる。
  - 2 学年委員会
    - ・同学年の学級委員と教師をもって構成する。
    - ・正副委員長は、学級代表より互選し、当該学年の向上発展に努める。
  - 3 常任委員会
    - ・役員、委員会リーダー（3名）、学級代表で構成する。
    - ・会の重要事項について協議決定すると共に会の運営にあたる。
    - ・臨時常任委員会は、必要あるとき、会長がこれを招集する。

## 第9章 専門委員会及び活動内容

- 第23条 この会の目的を達するために、次の専門委員会を置き企画運営にあたる。
- 各委員会には、リーダー3名（保護者）、教師1名をおく。
- 1 環境委員会  
児童の環境改善と交通安全事故防止対策に関する事項
  - 2 厚生委員会  
会員の福祉・教養・親睦に関する事項

## 第10章 会員の個人情報の取り扱いについて

- 第24条 札幌市立西小学校PTAは、保有する個人情報の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令に従い「札幌市立西小学校PTA 個人情報取り扱い規則」を定め、保有する個人情報はPTA活動においてのみ利用すると共に、適切に管理を行う。

## 第11章 細 則

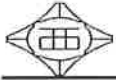
- 第25条 この会の運営に関し、必要な細則は、規約に反しない限りにおいて、常任委員会の決議を経て定める。

## 第12章 改 正

- 第26条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ、改正することはできない。

## 付 則

- ・この規約は、平成20年4月18日一部改正して実施する。
- ・この規約は、平成22年4月16日一部改正して実施する。
- ・この規約は、平成23年4月1日一部改正して実施する。
- ・この規約は、平成31年4月16日一部改正して実施する。



## 第1章 役員選考委員会

- 第1条 役員選考委員会は、各学年から1名の保護者及び教師若干名の委員で組織する。  
第2条 選考委員会は、役員及び会計監査を選考し、事前に候補者の同意を得る。

## 第2章 ふれあいまつり実行委員会

- 第3条 ふれあいまつり実行委員会は、各学級1～2名の保護者及び教師で組織する。  
第4条 ふれあいまつり実行委員会は、『ふれあいまつり』の企画運営をする。

## 第3章 校長・役員・会計監査・各リーダー

- 第5条 校長及び役員は、各種の会に出席して意見を述べることができる。  
第6条 会計監査・各リーダーは、必要に応じて役員会に出席し意見を述べることができる。

## 第4章 慶弔並びに、表彰規定

- 第7条 会員並びに児童・教職員・学校に勤務する者・その他必要と認めるものについては、この規定の定めるところによって金品を贈呈する。
- 1 不幸があった時は、次の規定により香典を添え弔意を表する。
    - ①児童が死亡した時・・・5000円と供花
    - ②会員が死亡した時・・・5000円と供花
    - ③教職員が死亡した時・・・事情を勘案して会長に一任する。
  - 2 表 彰  
本会は、必要と認めた場合、感謝状及び記念品を贈呈することができる。
  - 3 以上に定めた他、特別の事情がある時は、役員会で協議して決めることができる。

## 第5章 PTA危機管理

- 第8条 PTA規約 第2章 第2条の阻害事象発生に備え、『PTA役員・学年学級代表 緊急連絡網』を定める。
- 第9条 PTA規約 第2章 第2条の阻害事象が発生した場合、会長の判断のもと以下の対応をとることを可能とする。ただし、常任委員会での事後報告を義務付ける。
- 1 緊急連絡網を使用し、各会員（保護者）への広報
  - 2 緊急役員会の招集
  - 3 緊急常任委員会の招集
  - 4 緊急専門委員会の招集
  - 5 緊急学年委員会の招集
  - 6 緊急学級委員会の招集
  - 7 関係機関への陳情
  - 8 以上に定めた他、緊急決断事項に対する決定
- 第10条 前項において、会長不在の場合、副会長（保護者）3名の協議のもと対応判断を可能とする。ただし、会長への事後報告を義務付ける。

## 第6章

- 第11条 この細則は、常任委員会において、3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

- 付 則 この細則は、平成18年4月21日一部改正して実施する。  
この細則は、平成20年4月18日一部改正して実施する。  
この細則は、平成21年4月17日一部改正して実施する。  
この細則は、平成22年4月16日一部改正して実施する。  
この細則は、平成23年4月1日一部改正して実施する。  
この細則は、平成31年2月21日一部改正して実施する。